

鯖江市長 佐々木 勝 久 殿

鯖江市監査委員 加 藤 一 邦

鯖江市監査委員 水 津 達 夫

財政援助団体監査結果報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果を報告する。

記

第1 監査の概要

- | | |
|---------------|---------------------------------------|
| 1 監査の種類 | 財政援助団体監査 |
| 2 監査対象 | 協同組合 鯖江市繊維協会
商工政策課（財政援助に関する事務の所管課） |
| 3 事前調査期間 | 令和2年12月17日から令和3年1月8日まで |
| 4 監査実施日 | 令和3年1月8日（金） |
| 5 監査対象年度 | 令和元年度 |
| 6 監査対象事項 | 交付金に係る出納その他の事務 |
| 7 監査の方法および着眼点 | |

監査の実施にあたっては、交付金に係る出納その他の事務の執行が、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかについて、次の項目を主な着眼点とし、関係資料の提出を求め、諸帳簿等について調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により実施した。

○所管部局関係

- (1) 交付金交付要綱は整備されているか。
- (2) 交付金等の交付目的および交付対象事業の内容は明確か。公益上の必要性は十分か。
- (3) 交付対象経費が明確になっているか。
- (4) 交付金等の効果および条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (5) 交付金等交付団体への指導監督は適切に行なわれているか。

○交付団体関係

- (1) 監事監査が適正に実施されているか。
- (2) 事業は、計画および交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- (3) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (4) 交付金等に係る収支の会計経理は適正か。会計処理上の責任体制は確立されているか。

第2 監査対象の概要

1 財政援助団体の名称および代表者

名 称	協同組合 鯖江市繊維協会
代 表 者	理事長 野尻 利雄

2 交付金の概要

交付金の名称	ものづくり振興交付金(繊維)
交付金の額	6,000,000円(令和元年度)
交付金交付の目的	協同組合 鯖江市繊維協会が行う産地の存続発展や活性化をめざす事業を支援することを通し、地場産業の振興に資する

第3 監査の結果

交付金に係る出納その他の事務の執行状況および所管課の財政援助団体に対する指導状況等について監査を実施した範囲において、一部の指摘事項、改善事項を除き、適正に執行されていると認められた。なお、軽微な誤りについては、その都度是正を行った。協同組合 鯖江市繊維協会および商工政策課の監査の結果は次のとおりである。

1 指摘事項

【協同組合 繊維協会】

(1) 旅費規程について

旅費に係る規程が定められていないため、旅費支給額の算出根拠が明確に示されていない。会員に対して明確で適正な旅費の支給を行うために、旅費規程を定められたい。

【商工政策課】

(1) 交付対象経費について

視察研修旅費の全額を交付対象経費としているが、旅費の中に交付対象経費から除外すべき夕食代等が含まれている。経費の内容を確認して、交付対象経費を決定されたい。

なお、補助対象経費については、旅費に限らず、すべての経費について、内容を確認して、補助対象経費を決定されたい。

2 改善事項

【協同組合 鯖江市繊維協会】

(1) 支出何について

支出何の事業名と実績報告書の事業名が一致していない。支出何の事業名と実績報告書の事業名を一致させ、支出何と実績報告書の整合性を図られたい。